

**農業経営基盤強化促進法に
基づく基本構想
(国立市農業基本構想)**

第1 くにたち農業の経営基盤の強化に関する目標

1 農業の基本的な振興方向

国立市は、昭和40年頃にそれまでの水稻・麦類・芋類及び養蚕経営の農業から、そ菜中心の都市近郊型農業へと変わってきました。市の農業算出額は平成23年以降1.6億円を維持しており、野菜が79%を占めています。農家数は、平成27年2月1日現在109戸で減少傾向にあり、自給的農家と販売農家がほぼ同数です。農業の担い手は高齢化していますが、最近では定年帰農者や若い後継者も増えつつあります。また、農地は、市の南部地域に集中しており、農地面積は平成17年からの10年間で15ha減少し、平成27年の農地面積は57haとなっています。国立市の農地は、都市地域にありながら水田があることも特徴で、水田とハケの緑の田園景観は、農業生産の場であるとともに、市民の憩いの場でもあります。

国立の農業は、農家を中心となって、市民と共に創ることが大切であり、市民との協働により、いきいきとした農業を未来につなげ、市民の暮らしを支えることを国立市第3次農業振興計画の将来像としています。

この将来像を実現するために、以下に示す4つの柱を設定し、施策の展開を図ります。

○基本的方向

《第1の柱》国立市農業の振興を図り、新鮮、安全、付加価値の高い「食」を供給する

農地を維持し供給基盤を整備し、市民のニーズにこたえる新鮮、安全、付加価値の高い「食」の供給を担うためには、安定した農業経営が大切です。

そのために、認定農業者の育成や個々の経営体の近代化を図るとともに、魅力ある農業経営を進め、若い農業後継者や新規就農者など多様な担い手を育成します。

また、市民の農業ボランティアなどの参加を得て自給的農家の販売を促すことなど、農業者と市民の協働による援農の仕組みづくりを進めます。

国立の地域性を活かした特産品や加工品の研究、開発を進め、農業所得の確保や農業経営の安定化を進めます。

《第2の柱》国立の農地を維持・保全する

国立市民の、国立産農産物に対する評価は高く、新鮮で安全・安心な農産物の購入意向を持っています。国立産農産物に対する市民の購買力が顕在化すれば、今ある農地でも足りない状況になるでしょう。それらを踏まえて、農地の維持と一部拡大による供給基盤を整備します。

また、都市農業振興基本法や都市農業振興基本計画などに基づく新たな制度・手法が検討されていることから、農地の保全と維持できなくなった農地の活用などを強化します。

《第3の柱》国立の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりを進める

市民の暮らしに安らぎと潤いを与える農業・農地の多様な機能が評価されています。農家の生産活動（営農活動）を通じて、都市農業や農地のもたらす多様な機能をまちづくりに活かし、良好な市街地を形成するとともに、国立市の原風景である水路と水田のあるハケ下の保全を進めます。そのために、自給的農家の農業・農地の有効な活用を支援し、まちづくりに活かす取組みを進めます。

また、新鮮な農産物の供給や災害時の防災空間、地域の環境保全、農業体験・学習などのふれあいの場、良好な景観の形成を通じて、市民の理解を高めることを推進します。

《第4の柱》将来像を具体化する体制・組織づくりを進める

国立市総合基本計画などをはじめとする各種行政計画と連携し、総合的かつ効率的な施策の推進を図る

ために、庁内の推進体制の充実と本計画の進行管理を進める体制の強化を図ります。

また、国立市農業の担い手である農業者やそれを支える市民の役割として、必要に応じて施策の実現に向けた協力体制を検討します。

2 基本目標

(1) 農家数、農業従事者数及び農地面積

平成 17 年に 143 戸あった農家は、平成 27 年には 109 戸となり、この 10 年間で 34 戸減少しました。また、農業従事者については、平成 17 年に 318 人でしたが、平成 27 年には 182 人と約 42%減っています。今後もこの傾向が続くものと考え、この推移や国立市第 3 次農業振興計画の政策目標を基にして、令和 8 の農家戸数の目標は 80 戸、農業従事者数の目標は 133 人と設定します。

また、平成 27 年の農地面積は 57ha（うち生産緑地 46ha（指定率約 80%））で平成 17 年から平成 27 年までに 15ha（約 20%）減少しています。こちらについても、推移や国立市第 3 次農業振興計画の政策目標を基にして、令和 8 年を 48ha（うち生産緑地 38ha）と設定します。

◆農家戸数及び農地面積の指標

	農家戸数(戸)	農業従事者数(人)	農地面積 (ha)	生産緑地 (ha)
平成 17 年	143	331	72	51
平成 22 年	133	268	65	50
平成 27 年	109	182	57	46
令和 8 年	80	133	48	38

令和 8 年の指標は目標値

資料：農林業センサス（「農家戸数」「農業従事者数」）

統計くにたち・都市計画課資料（「農地面積」「生産緑地」）

(2) 経営目標等

国立市は、意欲ある農業者が職業として選択し得る魅力とやりがいのある展望が開かれるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的で安定的な農業経営の育成に努めます。

具体的な経営指標は、市内農業者の優良経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする意欲ある農業者が、地域における他の産業従事者並の年間農業所得を実現できる農業経営を確立し、経営規模・営農形態に応じてそれぞれ 1 戸あたり 1000 万円、600 万円及び経営規模拡大に制約のある農家については 300 万円と設定します。また、年間労働時間を 1 人あたり標準 1,800 時間とします。

◆基本目標

目 標 項 目	前計画の目標（※）	新計画の目標
農 家 戸 数	120 戸	80 戸
農 地 面 積	52ha	48ha
農地利用集積	14.0ha（27.1%）	10.5ha（21.9%）

労働時間	最大 1,800 時間	標準 1,800 時間
農業所得	300・600・1,000 万円／戸	300・600・1,000 万円／戸

(※) 平成 19 年に策定した国立市第 2 次農業振興計画の目標値である。

国立市は、意欲ある農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、農業委員会、東京都、東京都農業会議、J A 東京みどり等が連携し、必要に応じて合同会議等を開催し支援策を講じるよう努めます。また、効率的な農業経営を行なうために、農業者が農業経営改善計画を作成し、自らの農業の将来について選択・判断をするよう誘導します。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市内に不耕作農地がある場合、農業委員会が積極的にあっせんを行ないます。また、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び東京都エコ農産物認証制度の認定を受けた農業者（以下「認定農業者等」という。）への利用集積を図るなど、積極的に農地の利用集積及び有効活用に努めます。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大の促進を図り、農業委員会及び J A 東京みどりと連携を密にして、農地貸借と農作業の受委託の促進が一体となって、意欲的な農業者の経営規模拡大に努めます。また、集約的な経営展開を助長するため、中央農業改良普及センターの指導のもとに収益力の強化や新規作目の導入を推進します。

国立市では、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に、他機関の協力を得て経営診断を実施するほか、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化について、経営改善方策の提示等の重点的指導を行ないます。

また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請等への女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

○新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

国立市の平成 27 年の新規就農者は 1 人であり、過去 3 年間ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、国立市においては現状の 2 倍の当該青年等の確保を目標とします。

国立市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得 300 万円程度を目標とします。

○新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた国立市の取組

国立市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターとして就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、農業委員会、中央農業改良普及センター、ＪＡ東京みどり及び指導農業士等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

第２．農業経営確立のための経営指標

● 農業所得・販売目標別経営体モデル

- １ 東京の農業をリードする経営体モデル（所得目標 1000 万円）
- ２ 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標 600 万円）
- ３ 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標 300 万円）

● 経営モデルのタイプ

- Ⅰ 新鮮・旬を基調とした顔の見える農産物を供給する農業
- Ⅱ 都民の生活を支える農産物を安定供給する農業
- Ⅲ 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- Ⅳ 市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- Ⅴ 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

モデル１；東京の農業をリードする経営体モデル〈目標所得額：1000 万円〉

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積(a)	労働力(人)	主な品目	備考
野菜	Ⅰ Ⅱ	野菜の契約出荷を含む市場出荷と直売を主とした経営	120	3.5	葉菜類、果菜類 多品目	施設 20a
野菜	Ⅰ Ⅱ	野菜の市場出荷中心の経営	100	3	葉菜類、果菜類	施設 30a
果樹・野菜	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	環境保全型技術を導入した果樹の宅配と直売及び野菜の契約出荷を主とした経営 又は果実と野菜の加工品生産を主とした経営	70	3	梨、柿、梅 葉菜類、果菜類	樹園地 30a

花 卉	Ⅳ Ⅴ	各種鉢花・切り花の契約出荷を含む市場出荷を主とした経営	30	2.5	各種鉢花、 切り花	施設 10a
--------	--------	-----------------------------	----	-----	--------------	--------

モデル 2；地域の農業を担う経営体モデル〈目標所得額：600 万円〉

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地 面積(a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	Ⅱ Ⅲ	環境保全型技術を導入した野菜の市場出荷中心の経営	60	3	葉菜類、果菜類 多品目	施設 10a
野菜	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	野菜の契約出荷を含む市場出荷と直売や農業体験農園・体験水田の運営などを主とした経営	60	3	葉菜類、果菜類 多品目	施設 5a
果樹	Ⅱ Ⅲ	環境保全型技術を導入した果樹の宅配と直売を主とした経営	40	2	梨を中心とした 果樹類	

モデル 3；農業の広がりを支える経営体モデル〈目標所得額：300 万円〉

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地 面積(a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	Ⅱ	野菜の直売を主とした経営	40	2	多品目	個人直売
野菜	Ⅱ Ⅳ	野菜の直売と農業体験農園・体験水田の運営などを主とした経営	30	2	多品目	体験農園 20a

第3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に国立市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、国立市における主要な営農類型については、第2に示す3の経営体モデルを指標とします。

第4. 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を図ります。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、ＪＡ東京みどり等と連携して研修・指導や相談対応等を行います。更に、家族経営協定締結の推進や、国立市援農ボランティアの活用を通じて、労働力の確保等の促進を図ります。

加えて、国立市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 国立市が主体的に行う取組

国立市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中央農業改良普及センターやＪＡ東京みどり等の関係機関と連携して、農業技術・農業経営に要する知識習得や、農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また就農後の定着に向けて、東京都、農業委員会、ＪＡ東京みどり、農業教育機関等の関係団体と連携し、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行います。国立市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

国立市は、東京都、農業委員会、ＪＡ東京みどり、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 東京都農業会議、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応・情報提供を行います。
- ② 国立市は、農業を担う者を受け入れるための地域コミュニティの形成を図ります。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

国立市は、ＪＡ東京みどりと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、ＪＡ東京みどり等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする

る者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次のようになります。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
21.9%	平成27年農林業センサス販売農家戸数（100万円以上）27戸 × 平成27年農林業センサス農家1戸当たりの耕地面積39a 令和8年推計農地面積（市全体）48ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借のマッチング等の取組を促進します。その際、国立市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

第6. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全都市街化区域のため、本事業は該当しません。

第7. その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成29年7月7日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。